

くろまぐろに関する令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に定める数量は、次のとおりとする。

第 1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

19.9 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	5.4 トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	12.6 トン

（県留保 1.9 トン）

第 2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

21.8 トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	10.0 トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	10.0 トン

（県留保 1.8 トン）